**朝倉市高齢者運転免許証自主返納支援事業の申請にあたって**

**(1) 対象者**・・・下記の全てにあてはまる方

①朝倉市に住民票がある方

②運転免許証自主返納時に満70歳以上の方

③有効期間がある運転免許証（全ての種類）を自主返納された方

　　④運転免許証を返納して６か月以内の方

**(2) 申請に必要なもの**

①運転免許証の取消通知書（免許を返納したときにもらえます。）

又は

運転経歴証明書（申請することで取得することができます。）

②取り消しとなった運転免許証又は本人確認書類（保険証・パスポート等）

※代理申請の場合は上記①と②に追加して下記③と④も必要です。

　　③委任状

④代理人の本人確認書類(運転免許証・保険証・パスポート等)



**(3) 支援の内容**・・・下記①と②のどちらか一方

①コミュニティバス等の回数券（1万円相当）

②交通系IC乗車カード（1万円相当）

**(4) 申請窓口**

　　市役所本庁市民課戸籍住民係、朝倉・杷木支所市民窓口係

運転免許の返納は警察で！

○受付場所　　朝倉警察署（1階交通課）・県内各運転免許試験場

○受付時間　　月曜日～金曜日(祝日、休日は除く)の午前９時～午後４時

○申請時に必要なもの　運転免許証

○お問合せ先　朝倉警察署 交通課 ℡２２－０１１０

注意事項

※支援の回数は対象者1人につき1回限りです。

※代理申請の場合、コミュニティバス等の回数券や交通系IC乗車カードは、後日ご本人に郵送いたします。

**＜お問い合わせ＞**

**朝倉市役所　防災交通課　交通対策係　℡0946－2８－７５５６**